

平成 28 年 4 月 5 日

中小企業成長支援ファンド「グロービス 5 号ファンド投資事業有限責任組合」に 出資を行う組合契約を締結

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、中小機構)は、新事業開拓促進出資事業(ファンド出資事業)において、グロービス 5 号ファンド有限責任事業組合を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合に対し、中小機構出資分として 10 億円を出資することで合意し、組合契約を締結しました。

『グロービス 5 号ファンド投資事業有限責任組合』(以下、「本組合」)は、継続的な成長が見込まれるインターネット・モバイル案件に加え、ヘルスケアや教育、金融分野など非 IT セクターにおける IT 活用、IoT(モノやサービスのインターネットによる相互接続)による変革案件を中心とした投資を行い、ハンズオン支援を通じて投資先企業の育成に努めながら、企業価値の向上を目指すファンドです。

本組合の契約締結により中小機構出資分を含め、国内のファンド総額は約 112 億円の規模となります。

中小機構では、本組合への出資を通じて、日本の新たな産業創造と日本発グローバルで活躍するベンチャー企業の育成を促進することで、日本経済の活性化につながるものと考えております。

引き続き中小機構では、全国 9 ヲ所の地域本部等が有する支援ツール等を最大限に活用しながら、中小企業を支援してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

ファンド事業部ファンド事業課(岡、坂本)

住所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

電話： 03 - 5470 - 1673 (ダイヤルイン)

◆「グロービス 5号ファンド投資事業有限責任組合」の概要

- 「グロービス 5号ファンド投資事業有限責任組合」は、グロービス 5号ファンド有限責任事業組合を無限責任組合員として、平成 28 年 1 月に設立された投資ファンドです。並行して設立した海外ファンド「Globis Fund V, L.P.」を合わせたファンド総額は 160 億円になります。
- グロービス 5号ファンド有限責任事業組合は(株)グロービス・キャピタル・パートナーズ(東京都千代田区、代表パートナー:堀義人)を中心として、本組合の組成に伴い平成 27 年 10 月に設立されました。

(スキーム図)

